

個人情報保護に関する条例第26条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報に関する告示

〔平成18年3月24日
兵庫県警察本部告示第249号〕

個人情報保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第26条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を次のように定め、平成18年4月1日以後に実施する試験から適用する。

口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示をする内容		
警察官採用選考試験	総合得点及び順位（第一次試験及び第二次試験とも不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から1箇月間	警察本部庁舎